

ゴルフで楽しく

認知症予防

いまからはじめよう！

2018年6月、国立長寿医療研究センター、東京大学、杏林大学、ウイズ・エイジングゴルフ協議会の共同研究により、ゴルフで記憶力が向上することを明らかにしました。本教室は、その研究プログラムを取り入れています。

参加者
募集中

認知症予防したい人
あつまれ～！

手ぶらでOK！

※過去に受講された方は
ご遠慮ください

JGA WAGスクール

教室実施
場所・日時

- ① メイフラワーゴルフクラブ 矢板市上伊佐野1020
6/1(木)～7/20(木) 毎週木曜日全8回 14:00～16:00
- ② 東松苑ゴルフ倶楽部 足利市駒場町1234
6/6(火)～7/25(火) 毎週火曜日全8回 14:00～16:00

対象者

栃木県在住男女45歳以上のゴルフ未経験者、または1年以上ゴルフをお休みしている初心者の方。

募集人数

30名(2会場・各定員15名)

登録料

2,000円 その他一切かかりません！

主催：栃木県ゴルフ場協議会・(一社)栃木県ゴルフ振興基金・メイフラワーゴルフクラブ・東松苑ゴルフ倶楽部・日本ゴルフ協会(JGA)
後援：栃木県・矢板市・足利市・栃木県ゴルフ連盟 協力：栃木県プロゴルフ会・栃木県女子プロゴルフ会・ゴルフエリートチューニング

お申込み
お問合せ

栃木県ゴルフ場協議会 担当：高山
320-0055 宇都宮市下戸祭2-2-6 TEL：028-621-0413 FAX：028-621-0414

● レッスン内容

回数	1	2	3	4	5	6	7	8
矢板市 クラス ①	6/1 (木)	6/8 (木)	6/15 (木)	6/22 (木)	6/29 (木)	7/6 (木)	7/13 (木)	7/20 (木)
足利市 クラス ②	6/6 (火)	6/13 (火)	6/20 (火)	6/27 (火)	7/4 (火)	7/11 (火)	7/18 (火)	7/25 (火)
時間	14:00 ~ 16:00							
内容	練習ステップ						コースステップ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・開会式 ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・スナッグゴルフ ・コース見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・スナッグゴルフ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・本クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・本クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・本クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・本クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・ラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・ゴルフ知識の学習 ・ラウンド ・閉校式

● 持ちもの

- すべりにくい運動靴またはゴルフシューズ 帽子 (キャップ、サンバイザー)
 ゴルフグローブ (必要な方) 飲み物 タオル 筆記用具
 雨合羽 (上下分かれているもの)

※ ゴルフクラブは、無料でレンタルできます。お持ちの方は、持ち込まれても構いません。

＜ お願い ＞

ゴルフ場でのレッスンです。ドレスコードをお守りくださいますようお願いいたします。

NG ジーンズ

NG サンドル

NG Tシャツ

認知症予防



認知症の主な原因疾患であるアルツハイマー病や脳血管疾患を完治できる治療法はまだ分かっていません。

しかし、認知症を予防したり、進行を遅らせることは十分可能といわれています。

そのためには、認知症リスクを高める**危険因子**を避けること、予防につながる**保護因子**を増やすことが重要といわれています。

危険因子には遺伝的要因などもありますが、避けられるものとして、高血圧、糖尿病、脂質異常などの生活習慣因子、うつ傾向、転倒、不活動、対人交流の減少などの老年症候群因子があります。

保護因子には、高等教育や服薬管理、食事と運動、知的活動などがあります。**保護因子**のうち、適度な運動は何歳から始めても効果が期待できるとされており、さまざまな研究で、運動は血圧を下げる、脂質代謝を促進させるなどの効果が報告されています。

運動だけでも認知症予防に効果的ですが、身体を動かしながら頭を使うことや、社会的な交流をすることが認知症予防には大切と考えられています。

この要素を兼ね備えたスポーツとして、ゴルフには認知症予防に良いとされている有酸素運動や対人交流などの要素が十分に組み込まれており、その効果が期待されています。

JGA WAG スクール 参加申込書

ふりがな			申込日	年 月 日
お名前			性別	男 ・ 女
生年月日	19 年 月 日生		年齢	歳
ご住所	(〒 ー) 都道 郡市 府県 区			
電話(携帯)番号		メール アドレス		
緊急連絡先	氏名() 電話() 続柄()			
ゴルフ歴	ない ・ ある (年)	クラブ	持参 ・ レンタル希望	
この教室を何で知りましたか？ (○をつけてください)	市報 ・ 友人 ・ 施設内広告 ・ ホームページ 新聞広告 ・ フリーペーパー ・ その他			

参加同意書

私は、JGA WAG スクールへ参加するにあたり、裏面の受講規則及び施設の定める諸規則を遵守することに同意します。

●個人情報の第三者提供について

JGA WAG スクールに参加する場合、私が申込書に記載した上記情報が、(公財)日本ゴルフ協会(JGA)における、市場調査等研究開発、サービスの案内等の各種郵便物の送付のために、運営・開催施設名よりJGAに提供されることに同意します。

●肖像権について

私がJGA WAG スクールに参加する場合、開催会場における、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(公財)日本ゴルフ協会および運営・開催施設名の目的に反しない範囲で利用するために、参加者(私)が写っている写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物等について、(公財)日本ゴルフ協会 および運営・開催施設名が使用することに同意し、参加者(私)の写真・映像等が使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。

■JGA WAG クラブについて (各地域でのイベントへの参加や各種情報をお届けします。入会金・年会費無料)
JGA WAG スクールへの参加と併せて『JGA WAG クラブ』へ入会を 申し込みます。(※申し込む場合は)

年 月 日

氏 名 _____

■申込書のお送り先・お問い合わせ先

栃木県ゴルフ場協議会 担当:高山 哲男 TEL:028-621-0413 FAX:028-621-0414
〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭 2-2-6

JGA WAG スクール 受講規則

本ゴルフスクール参加申込みにあたっては、以下の各号をご誓約いただいております。

1. 健康状態が不安な場合、事前に医師の診断を受け健康状態を確認のうえ、参加いたします。
2. 体調不良、飲酒後等、運動に不適切と思われる状態でのスクール参加はいたしません。
3. 当スクールの品位を傷つけ、名誉を毀損し、または秩序をみだす行為はおこないません。
4. スクールの円滑な運営に支障を及ぼす行為はおこないません。
5. 現在または過去 5 年間に於いて、暴力団等反社会的勢力に所属または関係者ではありません。
6. スクール中における自分の不注意による事故、指導者や運営者の善管注意義務の範囲を超えた回避できない要因による事故、自分の用具および施設等に起因する事故など、スクールまたはその経営者、運営者、指導者の責に帰すべき事由がない事故に関連して発生した私本人、または第三者の身体、財物に対する損傷、損害について、スクールまたはその経営者、運営者、指導者及び公益財団法人 日本ゴルフ協会に対して損害賠償責任を問いません。
7. 本スクールを利用中に発生した参加者の「急激かつ偶然な外来の事故」による怪我以外で発生した事故、貴重品や手回り品の盗難、破損等については、主催者である運営・開催施設名及び公益財団法人 日本ゴルフ協会に対して、損害賠償責任を問いません。
8. 天災地変、社会情勢、施設のやむを得ない事情等により予定を変更・中止する場合がありますことを了承します。
9. 主催者および関係者が撮影した映像、写真等を主催者の事業として掲載および今後の事業で使用することに同意し、その使用の対価を求めません。

JGA WAG クラブ 会員規約

第1条 (名称)

本会は、「JGA WAG クラブ」と称します。本会は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「当協会」）が運営します。

第2条 (会員の資格)

会員とは、当協会が認めるゴルフスクールを所定回数受講し、本会の会員規約に同意の上で、入会の申込みをし、当協会が承認した方をいいます。

第3条 (会員カードの発行および費用)

1. 当協会が認定したゴルフスクールの申込書に必要事項を記入して入会を申し込み、ゴルフスクールを所定回数受講し、当協会が承認した会員には、会員カード（以下「JGA WAG カード」という）を一人につき1枚発行します。
2. JGA WAG カードの発行にかかる会員の手数料および年会費は無料とします。
3. JGA WAG カードは、会員本人のみが利用できるものとし、第三者への貸与、譲渡することはできません。
4. 会員は、JGA WAG カードの署名欄に自署するものとし、署名なきメンバーズカードを提示された場合は、本人であることを確認させていただくことがあります。

第4条 (会員特典の内容・提供方法等)

1. 会員は、当協会が主催、共催、または後援するイベントに参加することができます。
2. 会員は、当協会と提携している施設において会員特典を受けることができます。

第5条 (紛失・盗難・破損等)

1. JGA WAG カードの紛失・盗難・その他の事由により第三者に使用され、会員に損害が発生しても、当協会は一切の責任を負わないものとします。
2. JGA WAG カードの紛失・盗難・破損等が発生した場合、直ちに当協会へお届けください。

第6条 (会員の有効期限および退会)

1. 会員の有効期限はありません。ただし、当協会主催、共催、または JGA WAG 会員を対象にしたイベント等に最後に参加された日より、2年以上ご参加がなく、会員の継続のご連絡がない場合は、自動的に退会扱いとなります。
2. 退会する場合には、当協会事務局宛にご連絡ください。

第7条 (会員情報の取扱い)

会員の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号、およびメールアドレス等の個人情報（以下「会員情報」という）は、第8条に定める利用目的以外に利用いたしません。

第8条 (会員情報の利用目的)

会員情報は以下の目的のために利用いたします。

- (1) 会員に対し、イベント・会員特典・アンケート等のご案内。
- (2) 市場調査等研究開発。
- (3) 前各号のほか、会員の事前の同意を得た目的。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失し、当協会が退会させることができるものとします。

- (1) 本規約に違反し、当協会が会員として不適格であると判断した場合。
- (2) 入会または変更のお申し込みの際し、虚偽の申告があった場合。
- (3) 本規約に同意いただけない場合。
- (4) 本会、施設、他の会員に故意に損害、妨害を与えた場合。
- (5) 会員が暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合。

第10条 (免責事項)

1. 会員の責に帰すべき事由による事故の損害賠償責任は、その会員が負うものとします。
2. 当協会が、主催、共催、又は後援するイベントでの盗難、紛失、クラブ等の破損については、当協会に法律上の責任がある場合を除き、当協会は損害賠償責任を負いません。また、当協会に責に帰すべき事由のない事故等に関して会員に生じた損害について、当協会は損害賠償責任を負いません。

第11条 (その他)

1. 運営上必要な事項のうち本会則に定めていない事項については、WAGクラブの細則をもって定めます。
2. 本規約の内容は、会員の事前承諾なく変更または廃止をする場合があることを予めご了承ください。

この会則は、令和5年4月1日から適用いたします。

■本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本ゴルフ協会

104-0032 東京都中央区八丁堀 2-24-2 八丁堀第一生命ビルディング 4階

TEL 03-6275-2644 FAX 03-6275-2642